銚子市公共建築物等における木材利用促進方針

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下、「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、千葉県が定めた千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針(平成23年3月31日付け森第2205号)に即して、市における公共施設の整備において、地域産材をはじめとする木材の利用促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物(法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物のうち、別表1に掲げるものをいう。
 - (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。(大規模改修を含む。)
 - (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川等に係る土木工事をいう。
 - (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等) の全て又は一部を木造とすることをいう。
 - (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁など主要構造部以外に木材を使用する ことをいう。
 - (6) 「地域産材」とは、県内の森林から産出された木材とし、原則として「ちばの木認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における地域産材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

- 第4 市有施設の木造化・木質化に関する基本的な考え方は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 低層の建築物については、原則木造化とする。ただし、建築基準法その他の法 令において耐火建築物または主要構造部を耐火構造とすることが求められる建 築物については、この限りではない。
 - (2) 建築物の用途、建築費用その他の理由により木造化・木質化することが適当でないと判断されるものについては、木造化・木質化の対象としないものとする。
 - (3) 木造化が適当でないと判断された建築物であっても、木造と他構造との混構造による一部木造化に努めるほか、別表2のような特に人の目に触れる場所においては、積極的に木質化に努めるものとする。
 - 2 木造化及び木質化の実施にあたっては、可能な限り地域産材を使用する。

(市施工十木工事における木材利用)

第5 市施工土木工事においては、間伐材等の地域産材及び木製品の使用に努める。

(市有施設の備品及び消耗品)

第6 市有施設において、机、椅子等の備品及び文具類等の消耗品には、木材を用いた製品 の使用に努める。

(PR及び普及)

- 第7 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について、市 民に分かりやすく示すよう努める。
 - 2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に慣れ親しみ、木材の持つ良さや木材 利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第8 市は、品質が確保された地域産材を安定的に供給するため、関係機関との円滑な連絡調整を行うとともに、地域産材の流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努める。

(コスト縮減への留意)

第9 市有施設及び市施工土木工事においては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする設計上の工夫により、維持管理コストの軽減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意する。

(適用)

第10 この方針は、平成26年8月1日から適用する。

別表1 (木造化・木質化する市有施設)

種類	具体的事例	
教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等	
病院	病院	
運動施設	体育館、スポーツコミュニティセンター等	
文化交流施設	公民館、図書館、青少年文化会館、市民センター、コミュニティセン ター等	
公営住宅	市営住宅	
庁舎等	庁舎、消防関係施設等	
その他	観光施設、公園	

別表2 (市有施設において内装等の木質化を促進する部分)

TATE (TO FINE DE CONTROL OF THE CONT			
種類	内装等の木質化を促進する部分		
	共通部分	施設毎の部分	
教育施設	エントランスホール ロビー 廊下 会議室又は研修室 食堂	教室、職員室、保健室、図書室、体育室、部室、 トイレ等	
社会福祉施設		保育室、遊戯室、居室、娯楽室、リハビリ室、 面談室等	
病院		待合室、診察室等	
運動施設		体育室、剣道場、柔道場等	
文化交流施設		集会室、展示室、図書室等	
公営住宅		居室等	
庁舎等		事務室、応接室等	
その他		待ち合わせ場所、観光案内所、展示室、四阿、 目に触れる機会が多い部分等	